

胎内市病児・病後児保育利用の流れ



利用前の手続き

① 事前登録が必要です。

事前に①利用登録申請書に必要事項を記入し、「市役所こども支援課」に提出してください。利用登録申請書には、対象児童の情報、緊急連絡先や既往症など、基本的な事項を記載していただきます。

なお、記載内容が変更となった場合は、速やかに「市役所こども支援課」にご連絡願います。



② 登録証が発行されます。

①利用登録申請書を受付け後、「市役所こども支援課」から利用登録証を発行します。施設利用の際に提示が必要です。



利用時の手続き

③ 利用予約をとる。

病児保育施設に空き状況を確認し、利用予約を行います。

出来る限り、前日までに予約を行います。

その後、かかりつけ医を受診し、病児保育施設を利用したい旨を伝え「医師連絡票」を作成してもらいます。



④ 利用を開始する。

かかりつけ医で作成いただいた「医師連絡票」、②利用申込書、③家庭との連絡票、

④与薬依頼書（処方されている場合）のほか、「登録証、昼食、飲み物、着替え、タオル、お子様の好きな玩具や絵本」等を持参し、病児保育施設へお越しください。

看護師又は保育士と面談を行った後に利用開始となります。



⑤ お子様のお迎え、利用料金の支払い。

開設時間内に、お子様のお迎えをお願いします。

なお、利用料金は、お子様のお迎え時に、利用日ごとに支払っていただきます。

また、お子様の健康状態が急変した場合には、緊急連絡先に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。（健康状態が急変し、医療機関を受診した場合は、利用者の実費負担となります。）

必要な用紙は以下の場所で入手できます。

- * 医師連絡票…市内の医療機関、胎内市役所こども支援課、中条中央病院どんぐり園
- * ①利用登録申請書、②利用申込書、③家庭との連絡票、④与薬依頼書
…胎内市役所こども支援課、中条中央病院どんぐり園、胎内市ホームページからダウンロード